

小郡市立立石中学校「学校いじめ防止基本方針」

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法）

※心理的又は、物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮することなど、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応すること。

【いじめに対する基本的な考え方】

- 1 いじめは、人間として絶対に許されない。（認識）
- 2 いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる。（危機意識）
- 3 いじめられている子どもを最後まで守り抜く。（信念）
- 4 学校・家庭をはじめとする関係者が一体となって取り組む。（組織）

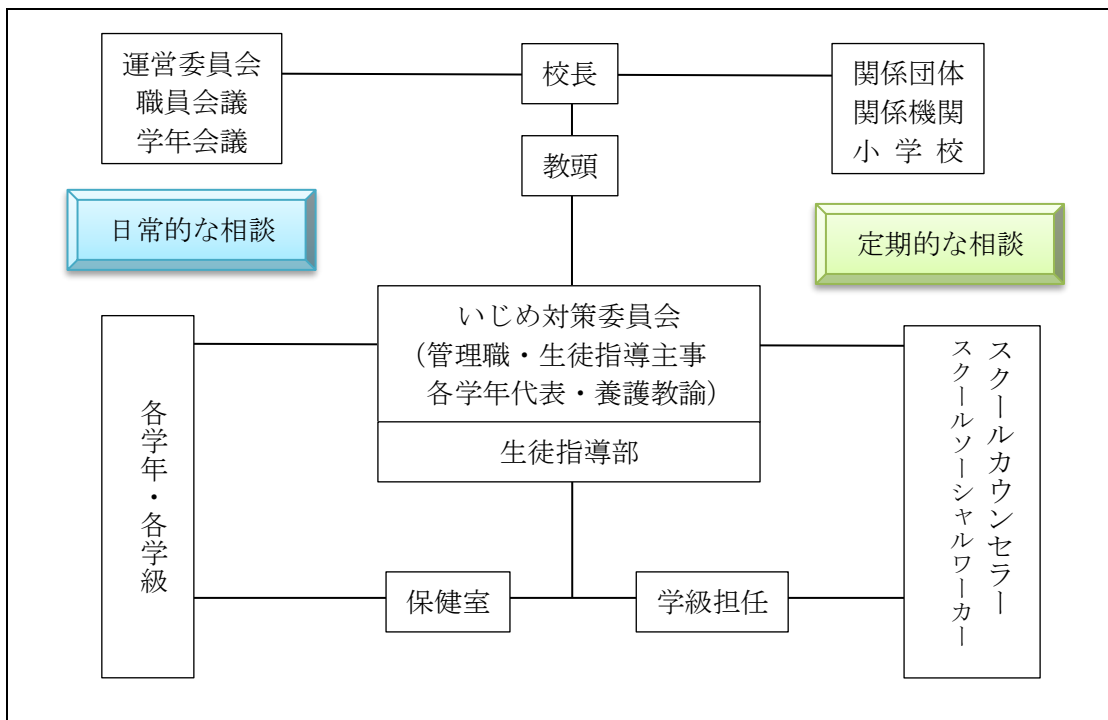
【学校の責務】

すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめの疑いがあるときには、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

1 いじめ防止のための重点

- 子どものサインを見逃さない取組の充実
- 道徳の時間や人権学習の充実
- 「よくわかる授業」「魅力ある授業」の創造
- 生徒会を中心とした集団づくりの充実
- 保護者や地域との連携

2 いじめ防止等のための組織



3 いじめ防止等のための具体的な施策

※ あらゆる場面において、いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを理解させる。

(1) いじめを生まない教育活動の推進（未然防止）

○道徳教育の充実

- ・生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育を全ての教育活動を通して推進する。

○体験活動の充実

- ・命を実感させる福祉体験や勤労体験・自然体験など、様々な体験活動を生徒の発達に応じて計画的に推進する。

○人権・同和教育の充実

- ・自他のよさを大切にし、心を育むために自尊感情の醸成を図る。

○コミュニケーションを重視した特別活動の充実

- ・生徒同士が良好な人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れ、**集団づくり**を行う。(構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等)
- ・各行事の直後に、自己肯定感や自己存在感を高めるための生徒主体の意見発表会を実施する。

○インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策の充実

- ・生徒の携帯電話等に関する使用状況を把握するとともに、「親子で学ぶ情報モラル講座」等を実施し、**インターネット利用時における危機回避や安全な利用についての規範意識の育成**を行う。

○小中連携の充実

- ・「立石中学校新生活安心プロジェクト」をはじめとする小中の連携事業を具体的に推進する。

(2) いじめの早期発見の取組の充実

○日常の取組

- ・いじめ早期発見のためのチェックリスト、リーフレット等を活用し、**継続的・計画的な取組を実施**する。
- ・**周囲の目が気になって真実を書けない生徒の悩みに答えるために、校内に相談ポストを設置**し、相談内容に迅速かつ適切に対応する。
- ・生活ノート・連絡帳を活用し、生徒個人・保護者との信頼関係を構築する。
- ・欠席時等の家庭訪問の実施

○教育相談週間の実施

- ・学期に1回、教育相談週間を設定し、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

○いじめ実態調査アンケートの実施

- ・いじめに特化した**無記名アンケート**を毎月1回実施し、生徒の声に耳を傾ける。
- ・アンケート結果を工夫して整理し、**当該生徒が在籍中は適切に保管**する。

(3) いじめの早期対応と継続的指導の充実

○実態把握

- ・いじめの当事者双方や周りの生徒から聴き取りを行い、情報収集と記録等、正確な事実確認に努める。
- ・いじめ事案に関する情報について、関係職員で正確に把握するとともに、全職員で情報を共有する。

○指導体制・指導方針の決定

- ・校長を中心に全職員で共通理解を図り、対応のねらいと方法を明確にし、**学校全体で組織的に対応**する。
- ・校内いじめ対策委員会を月1回以上計画的に開催するとともに、**職員会議や学年会議を通じ、対応する教職員の具体的指導内容を明確にする**。(決して一人で抱え込まない。)
- ・教育委員会や関係機関との連絡調整を密に行う。(「ほう・れん・そう」の徹底)
- ・**教職員がいじめを発見した場合、学校いじめ対策委員会への報告がなければ法の規定の違反となる**。

○子どもへの支援

- ・いじめられている子どもの保護に努め、心配や不安の解消に努める。また3か月の見守りを

行い、必要に応じて個人面談を実施する。

- ・いじめた子どもに対して、相手の痛みや苦しみを理解することができるような**指導・支援を徹底して行い、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して指導**していく。
- ・周りの子どもたちへの指導を行う。
- ・性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

○保護者との連携

- ・いじめ事案の解消と今後の取組について、丁寧に説明する。
- ・学校と家庭の連携について協議しながら、保護者の協力を依頼する。

○いじめ発生後の対応

- ・当事者双方および周りの子どもたちに対する継続的な指導・支援を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、子どもの心のケアに努める。
- ・心の教育、命の教育の充実を図る。

(4) 教育相談体制の整備

- ・職員朝礼時の議題に、「生徒のことについて」を位置づけ、全職員の日常的な情報交換を密にする。
- ・定例の運営委員会、職員会議の議題に「生徒のことについて」を位置づけ、子どものことについて全職員で共通理解する場を設定する。
- ・定例の生徒指導部会に**SC・SSW等**に出席してもらい、情報を共有するとともに、即時的な相談対応に生かす。

(5) いじめ問題に関する校内研修の充実

- ・4月当初に生徒理解のための**校内研修を開催し、教職員の危機意識を高めるとともに、共通理解**を図る。
- ・**SC・SSW等と連携**し、子どものストレスマネジメントに関する研修を実施する。
- ・気になる子どもに関するケース会議を実施する。

(6) 地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携

- ・保護者会や学校・学年便りの発行等による啓発を行う。
- ・PTAが主催となって、情報モラルに関する研修会や家庭でのルールづくり等、いじめ問題に関する研修会を位置づけ、具体的な取組を実施する。
- ・教育相談室、いじめホットライン、児童相談所等との連携を図る。
- ・本校の学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を説明する場をもつ。

(7) ネット上のいじめ及びトラブルへの対応

- ・携帯電話やスマートフォンの利用に関し、生徒会やPTAとの連携によって、学校及び家庭でのルール作りやフィルタリングの利用等の啓発等の取組を推進する。

(8) いじめの「解消」について

- ・いじめが「解消」している状態とは、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされていることを判断の基準とする。
- ・いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察を行う。

4 重大事態への対処

(1) 「重大事態」とは

- いじめにより生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、**市教育委員会に直ちに報告**する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 設置された組織を中心に、事実関係を明確にする調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 調査を行う組織については、**SC・SSW等の専門的知識を有する者**であって、当該いじめ事

案の関係者との利害関係を有しない者により参加を図ることにより公平性・中立性を確保するように努める。

○確認した調査結果については、いじめを受けた生徒並びにその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○前述の「いじめの早期対応」に関する取組を丁寧を実施する。

○校内いじめ対策委員会を中核として、組織的な対処及び再発防止に努める。

5 年間計画

学期	活 動 内 容	方法や時期
1	<p>※いじめアンケートについては毎月実施する。 【5月：「不安や悩みに関するアンケート」をタブレットにより実施】</p> <p>○指導体制・報告体制・指導方針の共通理解 ※配慮や支援の必要な生徒や気になる生徒の確認 生徒の実態把握と教育相談について</p> <p>○親子で生活ルールを作ろう</p> <p>学年研修 ※各学年の配慮の必要な生徒について</p> <p>○定期教育相談週間（二者面談）</p> <p>全体研修 ※配慮を必要とする生徒について</p> <p>○情報モラル研修会 ○学校生活・環境多面調査実施と結果共有 全体研修 ※1学期の生徒の様子と2学期に向けて配慮を必要とする生徒の実態把握</p>	<p>○年度当初職員会議にて ・情報交換 ・アンケートやチェックリストの活用</p> <p>○PTA 総会（チャレンジ目標と連携） ○部活動保護者会 5月10日 ○家庭訪問後に実施</p> <p>○5月・6月</p> <p>○保護者との連携 1学期末校内研修にて</p>
夏休み	<p>○小中合同研修 ※中学1年生の状況に関する情報交換</p>	<p>○小中全職員参加 8月6日</p>
2	<p>【9月：「不安や悩みに関するアンケート」をタブレットにより実施】</p> <p>全体研修 ※2学期に配慮してほしい生徒について</p> <p>○定期教育相談週間（三者面談）</p> <p>学年研修 ※2学期の生徒の様子と3学期に向けて配慮を必要とする生徒の実態把握</p>	<p>○2学期当初校内研修にて</p> <p>○10月・11月 ○スクールカウンセラーとの連携</p> <p>○2学期末校内研修にて ・アンケートやチェックリストの活用</p>
3	<p>【1月：「不安や悩みに関するアンケート」をタブレットにより実施】</p> <p>全体研修 ※3学期に配慮してほしい生徒について</p> <p>○定期教育相談週間（二者面談） ○小中連絡会 ※新入生に関する情報交換</p>	<p>○3学期当初校内研修にて</p> <p>○1月・2月 ○小中全職員並びにスクールカウンセラーが参加</p>

